

議案第64号

芽室町ふるさと応援寄附条例及び芽室町寄附金管理基金条例中一部改正の件
芽室町ふるさと応援寄附条例及び芽室町寄附金管理基金条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和5年12月1日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町ふるさと応援寄附条例及び芽室町寄附金管理基金条例の一部を改正する
条例

(芽室町ふるさと応援寄附条例の一部改正)

第1条 芽室町ふるさと応援寄附条例（平成21年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、寄附金を基金として積み立てることなく、必要な財源に充てることができる。

(芽室町寄附金管理基金条例の一部改正)

第2条 芽室町寄附金管理基金条例（平成21年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、寄附条例第4条第2項に規定する場合については、この限りでない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

寄附金を基金に積み立てることなく、歳出の財源に充てることを可能とすることにより、ふるさと納税に関する基金積立て事務の簡素化及び返礼品の歳出見合分に寄附金を充当しようとするものであります。

芽室町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
<p>(寄附金の管理及び運用状況の公表)</p> <p>第4条 一略一</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、寄附金を基金として積み立てることなく、必要な財源に充てること</u>ができる。</p> <p><u>3</u> 一略一</p>	<p>(寄附金の管理及び運用状況の公表)</p> <p>第4条 一略一</p> <p><u>2</u> 一略一</p>

芽室町寄附金管理基金条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行
<p>(基金への積立)</p> <p>第3条 寄附者から收受した寄附金は、次の各号の区分により基金に積み立てるものとする。<u>ただし、寄附条例第4条第2項に規定する場合については、この限りでない。</u></p> <p>(1)と(2) 一略一</p>	<p>(基金への積立)</p> <p>第3条 寄附者から收受した寄附金は、次の各号の区分により基金に積み立てるものとする。</p> <p>(1)と(2) 一略一</p>

芽室町ふるさと応援寄附条例及び芽室町寄附金管理基金条例の一部を改正する条例新旧対照表

(附則関係)

改正案	現 行
<u>附 則</u> <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u>	